

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
平成17・03・02原院第2号  
平成 1 7 年 4 月 1 日

各産業保安監督部長及び支部長 殿

原子力安全・保安院長

## 高圧ガス保安法に係る委任事務等の処理について

貴部における高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に係る委任事務（平成17年4月1日付け平成17・03・02原第1号に基づくものに限る。）については、別添の「産業保安監督部等における高圧ガス保安法に係る事務処理要領」により処理してください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

また、下記に掲げる事項であって貴部の管轄区域内に係るものについては、同法の規定に基づく経済産業大臣の権限又は権限に係る事務を貴部に委任するものではありませんが、同法の円滑な施行を図るため、貴職において執り行ってください。（ただし、支部の管轄に属するものを除く。）

### 記

1. 産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。）がその所掌にかんがみ指導等の事実行為を行うことが求められる事項
  - (1) 高圧ガス保安関係法令の運用に関し、管下都道府県の意見を調整するためのブロック会議を必要に応じて開催すること
  - (2) 高圧ガス関係事業所における重大な事故の現場調査
  - (3) 高圧ガス容器製造数（都道府県所管のものを含む。）、災害事故件数その他の関係統計資料の作成及び整備

## 産業保安監督部等における高圧ガス保安法に係る事務処理要領

産業保安監督部等（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下「監督部等」という。）における高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に係る事務処理の要領については、下記によるものとする。

### 記

#### 1. 立入検査証の交付に関する事務

(1) 監督部等にあつては、高圧ガス保安法に携わっている年齢20歳以上の監督部等の職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者を選択し、一般高圧ガス保安規則第97条、液化石油ガス保安規則第95条、コンビナート等保安規則第52条又は冷凍保安規則第67条に規定する証票（以下「立入検査証」という。）を交付しなければならない。なお、立入検査証の有効期限は3年間とし、再交付を妨げない。

①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は従前の規定による大学若しくは専門学校において工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者であつて高圧ガス保安事務に6ヶ月以上の経験を有するもの。

②上記①以外の者であつて高圧ガス保安事務に1年以上の経験を有するもの。

③上記①又は②以外の者であつて監督部等の長がこれらと同等以上の資格を有するものと認めたもの。

(2) (1)による立入検査証の交付に当たっては、一般高圧ガス保安規則第97条、液化石油ガス保安規則第95条、コンビナート等保安規則第52条又は冷凍保安規則第67条に定める様式に所要事項を記載し、公印（経済産業大臣印（高圧ガス保安法専用））を押なつし、写真から台紙の中央にかけて押し出しスタンプを押なつするとともに、台帳（監督部等において様式を定めて作成すること。）を作成し、交付するものとする。

(3) 人事異動等の場合には、立入検査証を返納させ、その公印を抹消しなければならない。

#### 2. 内容量が500リットルを超える容器に関する業務

##### (1) 容器証明書の再交付事務

通商産業局（沖縄県においては沖縄開発庁沖縄総合事務局。以下同じ。）で交付した容器証明書の再交付については、当該容器証明書を交付した通商産業局に相当する監督部等において、一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成4年通商産業省令第29号。以下「省令」という。）による改正前の容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第36条の規定による容器証明書再交付申請書の記載事項を審査した上、再交付して差し支えないと認めたときは、容器証明書に公印（経済産業大臣印（高圧ガス保安法専用））を押なつし、所定の記載事項を記入し、再交付申請

者に交付するものとする。この場合において、同公印中「高圧ガス保安法専用」は「高圧ガス取締法専用」と読み替えるものとする。

本省で交付したものについては、別途送付する容器台帳により、申請者の所在地を管轄する監督部等の長が上記に準じて再交付申請者に交付するものとする。

## (2) 容器証明書の返納の処理事務

省令による改正前の容器保安規則第39条又は省令附則第5条第1項の規定により返納された容器証明書が通商産業局で交付したものにあつては、当該通商産業局に相当する監督部等の容器証明書台帳に当該容器の返納年月日及び返納理由を記帳し、本省で交付したものにあつては、本省に容器の記号番号、容器製造業者名及び返納理由を報告すること。なお、これらの容器証明書は、3年間保管することとし、期間後は、焼却により処理すること。